令和７年度財務情報等開示資料

自　令和７年４月　１日
至　令和８年３月３１日

［　財務情報等資料　］
事業報告書
監査報告書
貸借対照表
事業活動収支計算書
資金収支計算書
財産目録

学校法人名　　**学校法人　熊本マリスト学園**

学校法人所在地　　**熊本市東区健軍２丁目１１番５４号**

令和７年度　事業報告書

Ⅰ、教育理念、教育方針

１．教育理念

熊本マリスト学園は、高遠なるカトリック精神、およびマリスト教育修道士会の教育理念に基づき、「家族的愛」のもと、いかなる時も理性を持って堅実に思考し、正しく行動する有為な社会人を育成する。

２．教育方針

校訓「信・望・愛」の精神に則り、あらゆる教育活動をとおして人格の陶冶に努めるとともに、知的、道徳的、宗教的また社会的に調和のとれた全人格的な人間の形成を目指す。

３．令和７年度　教育事業計画

「時代の変化に柔軟な発想で生き抜く生徒の育成」

① 社会の変化に対応し、時代をリードする学校づくり
② 主体的に楽しく学ぶ（授業・研究、部活動、学校行事）学校づくり
③ カトリック教育のもと、豊かな心を育む学校づくり

Ⅱ、決算・財務概要

令和７年度は、第四次中期経営計画の初年度として、「時代の変化に柔軟な発想で生き抜く生徒の育成」に向け、ＩＣＴによる校内デジタル化の推進、組織運営力の強化、職員の資質向上・指導力向上等に取り組んだ。

教育事業に関しては、総合企画部、研究開発部を新設して組織運営力を強化するとともに、職員研修の充実を図り、タブレット端末生徒一人一台体制を柱としたグループウェアの活用、ＩＣＴを活用した授業の充実等を進めて、デジタル人材の育成に向けた取り組みに注力した。

また、中学部の魅力度向上に向けて、探究型の授業や修学旅行の実施等新たなカリキュラムの開発、並びにサキボリ学習の推進による基礎学力の定着等を進めた。

国際交流については、昨年度再開したペンリス・アングリカン・カレッジ（オーストラリア）との交流継続、熊本県等関係機関との連携強化等に努めた。

施設設備に関しては、老朽化が目立っていたシャンパニア・ホールの大型改修を始め、本館・別館のＷｉ-Ｆｉ増設工事を実施したほか、探究LABO設置に向けての準備を進めた。

法人経営においては、今般の私立学校法改正に準拠した実効性あるガバナンスに基づく経営を徹底するとともに、新たな会計基準に基づいて「賞与引当金」を計上したほか、計算書類等の構成も見直している。

［生徒数］

令和７年度の新入生は、中学校３５名、高等学校２２３名で、生徒数は中学校１１２名、高等学校６１６名、計７２８名であった。

１．貸借対照表

［資産の部］

・固定資産は特定資産の増加等により前年度比７，４５４万円増加し、１７億４，３７４万円、流動資産は未収入金の増加等により前年度比９５４万円増加し、６億７１１万円となり、資産の部合計は２３億５，０８６万円となった。

［負債・純資産の部］

・固定負債は長期未払金の増加等により前年度比２７６万円増加し７，１７２万円、流動負債は、未払金及び賞与引当金の増加等の要因で前年度比１億１，３６５万円増加し２億１，３５８万円となり、負債の部合計は２億８，５３１万円となった。

・基本金は前年度比４，１８８万円増加し３５億５，０２８万円、繰越収支差額は△１４億８，４７３万円となり、純資産の部合計は前年度比３，２３３万円減少し２０億６，５５５万円となった。

・以上により、負債及び純資産の部合計は、２３億５，０８６万円となった。

２．事業活動収支計算書

［教育活動収支］

・教育活動収入は７億８，３５９万円、教育活動支出は７億８，１９１万円となり、教育活動収支差額は１６７万円となった。

［教育活動外収支］

・教育活動外収入は１，１１９万円、教育活動外支出は２４万円となり、経常収支差額は１，２６２万円となった。

［特別収支、基本金組入額等］

・特別収入は８４万円、特別支出は賞与引当金特別繰入等に伴い４，５７９万円となり、基本金組入前当年度収支差額は△３，２３３万円となった。

・基本金組入額は△４，１８８万円となり、当年度収支差額は△７，４２１万円となった。

・この結果、翌年度繰越収支差額は△１４億８，４７３万円となった。

３．資金収支計算書

［収入の部］

・学生生徒等納付金収入は、生徒数の減少により前年度比２，３２１万円減少し、４億８，０４５万円となった。

・補助金収入は、生徒数の減少等の要因により、前年度比１，０３４万円減少し、２億８，９８９万円となった。

・以上により、収入の部合計は１４億７１４万円となった。

［支出の部］

・人件費支出については、教員人件費は７百万円の増加であったものの、退職金支出が大幅に増加したため、前年度比８，９８１万円増加し、６億１，５０６万円となった。

・経費支出については、修繕費、報酬委託手数料等が増加したため、前年度比１，５０１万円増加し、１億５，６０３万円となった。

・この他、施設関係支出が９１１万円減少し４，３０２万円、設備関係支出は１，８５９万円増加し４，８３３万円となった。

・以上の結果、支出の部合計は１４億７１４万円となり、５億２，０４２万円を翌年度支払資金として繰越した。

独立監査人の監査報告書

令和８年６月５日

学校法人　熊本マリスト学園
理事会　御中

あゆみ監査法人
福岡県福岡市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　岩子知香子

＜計算関係書類監査＞

計算関係書類に対する監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第２項の規定及び令和７年７月22日付け熊本県告示第579号に基づき、学校法人熊本マリスト学園の令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項２．重要な会計方針の変更等に記載されているとおり、学校法人は、当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和６年文部科学省令第28号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

また、学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から賞与引当金を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜人件費支出内訳表監査＞

人件費支出内訳表に対する監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第4項及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号の規定並びに令和7年7月22日付け熊本県告示第580号に基づき、学校法人熊本マリスト学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月 31 日まで）の人件費支出内訳表について監査を行った。

当監査法人は、上記の人件費支出内訳表が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されているものと認める。

人件費支出内訳表に対する監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「人件費支出内訳表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

人件費支出内訳表は、私立学校振興助成法に基づく補助金申請に当たり所轄庁に提出するために私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、法人及び所轄庁のみを利用者として想定しており、法人及び所轄庁以外に配布及び利用されるべきものではない。

人件費支出内訳表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して人件費支出内訳表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない人件費支出内訳表を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、人件費支出内訳表の作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

人件費支出内訳表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての人件費支出内訳表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から人件費支出内訳表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、人件費支出内訳表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 人件費支出内訳表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価する。
- 人件費支出内訳表の表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第４項及び私立学校振興助成法施行規則第２条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類及び人件費支出内訳表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類及び人件費支出内訳表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類、人件費支出内訳表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（令和８年度）

監査報告

私たちは、私立学校法第５２条第１号に基づいて学校法人熊本マリスト学園の令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）の監査を実施したほか、監事の同意を要する事項についてその可否を決し、また理事会、評議員会並びに学校評価委員会等に出席し意見を述べるなど、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行ってまいりました。

監査の結果、同学園の令和８年３月３１日現在の財産目録及び計算書類を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

令和８年５月１８日

学校法人　熊本マリスト学園

監　事　小林由利子

監　事　[illegible]

貸借対照表

令和8年3月31日

（単位：千円）

資産の部			
科　　目	本年度末	前年度末	増　減
固定資産	1,743,748	1,669,201	74,546
流動資産	607,115	597,570	9,544
資産の部合計	2,350,863	2,266,772	84,091

負債の部			
科　　目	本年度末	前年度末	増　減
固定負債	71,725	68,960	2,765
流動負債	213,584	99,928	113,656
負債の部合計	285,310	168,888	116,422
純資産の部			
科　　目	本年度末	前年度末	増　減
基本金	3,550,288	3,508,400	41,888
第１号基本金	3,497,288	3,455,400	41,888
第４号基本金	53,000	53,000	0
繰越収支差額	△ 1,484,734	△ 1,410,516	△ 74,218
純資産の部合計	2,065,553	2,097,884	△ 32,330
負債及び純資産の部合計	2,350,863	2,266,772	84,091

※単位未満切り捨て

事業活動収支計算書

令和７年４月　１日　から
令和８年３月３１日　まで

（単位：千円）

		科　目	予　算	決　算	差　異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	485,922	480,458	5,463
		手数料	11,670	11,941	△ 271
		寄付金	100	57	42
		経常費等補助金	267,600	289,893	△ 22,293
		熊本県補助金	265,500	287,583	△ 22,083
		熊本市補助金	2,100	2,309	△ 209
		付随事業収入	0	0	0
		雑収入	600	1,244	△ 644
		教育活動収入計	765,892	783,594	△ 17,702

※単位未満切り捨て

（単位：千円）

		科　目	予　算	決　算	差　異
教育活動収支	事業活動支出の部	人件費	522,000	516,238	5,762
		経費	265,026	265,681	△ 654
		徴収不能等	0	0	0
		教育活動支出計	787,026	781,919	5,107
		教育活動収支差額	△ 21,134	1,675	△ 22,810

※単位未満切り捨て

（単位：千円）

		科　目	予　算	決　算	差　異
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	10,000	11,193	△ 1,193
		その他教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	10,000	11,193	△ 1,193
	事業活動支出の部	科　目	予　算	決　算	差　異
		借入金等利息	246	246	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	246	246	0
	教育活動外収支差額		9,753	10,946	△ 1,193
経常収支差額			△ 11,381	12,621	△ 24,003

※単位未満切り捨て

（単位：千円）

		科　目	予　算	決　算	差　異
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	0	841	△ 841
		特別収入計	0	841	△ 841
	事業活動支出の部	科　目	予　算	決　算	差　異
		資産処分差額	0	4,093	△ 4,093
		その他の特別支出	41,700	41,700	0
		特別支出計	41,700	45,793	△ 4,093
		特別収支差額	△ 41,700	△ 44,952	3,252
基本金組入前当年度収支差額			△ 52,704	△ 32,330	△ 20,374
基本金組入額合計			△ 88,910	△ 41,888	△ 47,021
当年度収支差額			△ 141,614	△ 74,218	△ 67,396
前年度繰越収支差額			△ 1,410,516	△ 1,410,516	0
基本金取崩額			0	0	0
翌年度繰越収支差額			△ 1,552,130	△ 1,484,734	△ 67,396

（参考）

事業活動収入計	775,892	795,629	△ 19,737
事業活動支出計	828,596	827,959	637

※単位未満切り捨て

資 金 収 支 計 算 書

令和７年４月　１日　から
令和８年３月３１日　まで

（単位：千円）

収入の部			
科　　目	予　算	決　算	差　異
学生生徒等納付金収入	485,922	480,458	5,463
手数料収入	11,670	11,941	△ 271
寄付金収入	100	57	42
補助金収入	267,600	289,893	△ 22,293
熊本県補助金収入	265,500	287,583	△ 22,083
熊本市補助金収入	2,100	2,309	△ 209
資産売却収入	0	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0	0
受取利息・配当金収入	10,000	11,193	△ 1,193
雑収入	98,324	98,969	△ 644
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	39,750	41,880	△ 2,130
その他収入	9,447	9,957	△ 510
資金収入調整勘定	△ 124,809	△ 125,330	521
前年度繰越支払資金	588,122	588,122	
収入の部合計	1,386,127	1,407,142	△ 21,014

※単位未満切り捨て

（単位：千円）

支出の部			
科　　目	予　算	決　算	差　異
人件費支出	615,394	615,067	326
経費支出	167,526	156,039	11,487
借入金等利息支出	246	246	0
借入金等返済支出	9,990	9,990	0
施設関係支出	43,100	43,029	70
設備関係支出	48,910	48,331	578
資産運用支出	99,908	99,886	21
その他支出	16,004	20,580	△ 4,576
資金支出調整勘定	△ 99,544	△ 106,456	6,912
翌年度繰越支払資金	479,968	520,428	△ 40,459
支出の部合計	1,386,127	1,407,142	△ 21,014

※単位未満切り捨て

財　産　目　録

令和8年3月31日

（単位：千円）

資産の部		
科　　目	摘　　要	金　　額
基本財産		
土地		110,159
建物		785,651
構築物		64,916
教育研究用機器備品		65,803
管理用機器備品		18,692
図書		93,953
電話加入権		249
運用財産		
特定資産		604,322
現金預金		520,428
未収入金		86,665
前払金		21
	資産合計	2,350,863

負債の部		
科　　目	摘　　要	金　　額
長期借入金		49,950
退職給与引当金		8,510
長期未払金		13,265
短期借入金		9,990
未払金		93,191
前受金		41,880
預り金		30,714
賞与引当金		37,809
	負債合計	285,310

※単位未満切り捨て